

# 大和市中心林間4丁目の開発・建築にあたっての「まちづくり協議の手順」

◆「まちづくり協議」は、従来と同じように、以下のいずれかに該当する建物や開発についてお願いします。自己居住用の専用住宅は、ガイドラインへの配慮をお願いします。

①「集合住宅・店舗・事務所などの建物や開発」

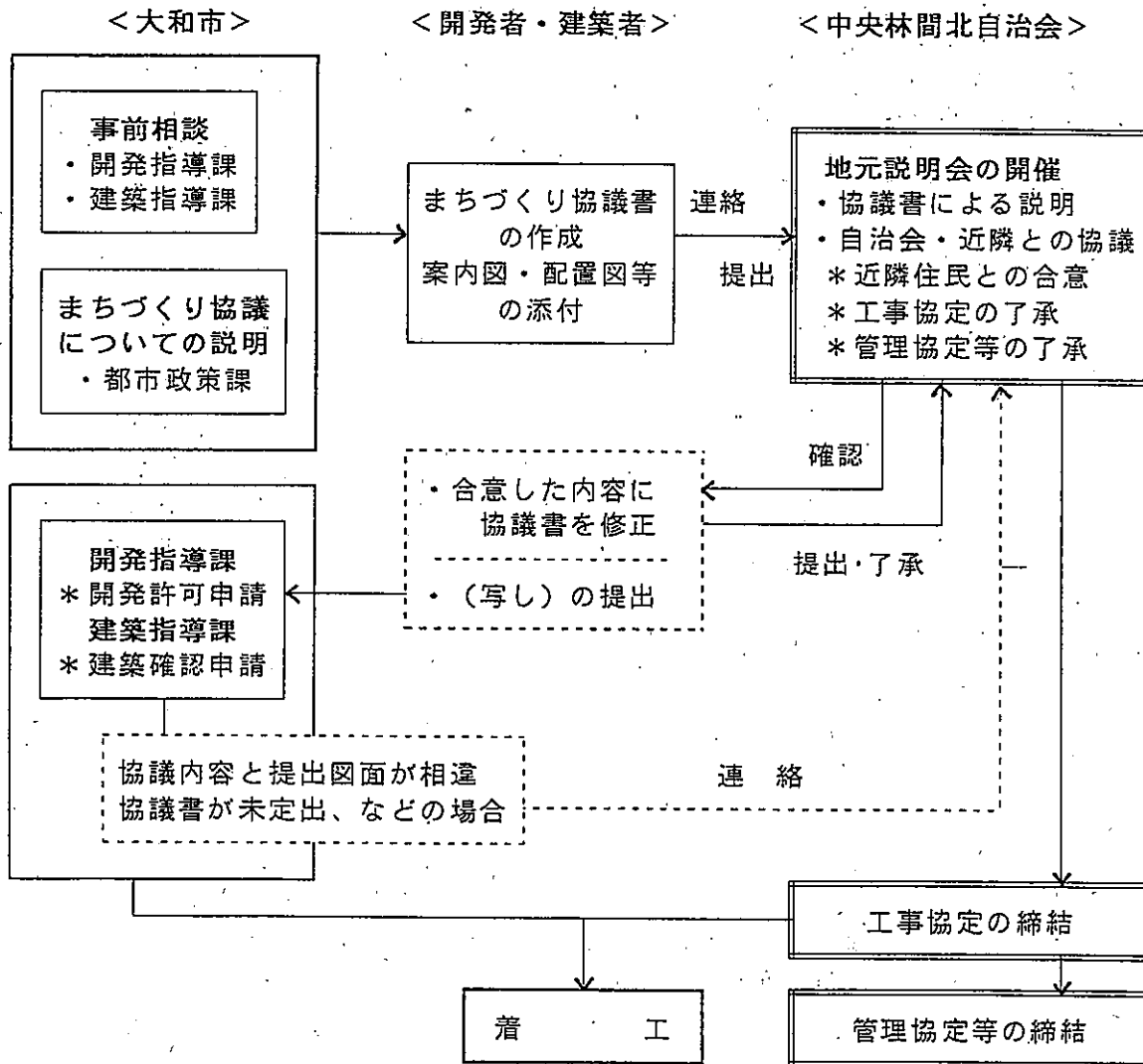
自己居住部分を含んでいるが、賃貸住宅・店舗・事務所などを併設している建物や宅地の細分化などをともなうミニ開発も含まれます。階数、規模は問いません。

②「大和市開発指導要綱の対象事業」

法による開発行為、10m以上の高さの建物、商業地域以外の地域に建つ4階建以上の建物、計画人口60人(23戸)以上の集合住宅・宅地開発など。

◆計画・設計において、各事項についての工夫や協調・配慮した内容を記入した「中央林間4丁目まちづくり憲章に基づく協議書(別紙)」に、予定敷地の案内図、近隣関係のわかる配置図を添付して自治会環境部会長までご連絡ください。

◆まちづくり協議の手順◆



◆まちづくり協議書などを北自治会に提出した後、説明会を開催していただくまでに、近隣への周知(回覧)や会場予約のため、2週間程度を要する場合があります。

このことをお含みの上、北自治会のまちづくりにご協力をお願いいたします。

# 中央林間4丁目まちづくり憲章 ガイドラインによるまちづくり

## 1. まちづくりガイドラインについて

中央林間北自治会では、中央林間4丁目を魅力的で快適な街とするために、地域ぐるみのまちづくりに取り組み、そこに住む人、そこで事業を行う人、訪れる人などが、それぞれの立場でかかわっていく「まちづくり」を進めています。そのために、中央林間北自治会では、1993年に「中央林間4丁目まちづくり憲章」を定めました。

まちづくりへのかかわり方は、地元の居住者やその他の企業など、さまざまありますが、このまちで建築や開発を行う際に、工夫し、まちに協調していただきたい事項を具体的に考えるために、これまでの地元での事例を写真で示しながらまとめたものがこのガイドラインです。このガイドラインは、大和市と(財)市民まちづくり財団の支援によって1997年の春に策定したものです。このガイドラインでは、建築的工夫に加えて、このまちでお互いが快適に生活していけるように、住まい方のルールなどを事前に合意しておくための集合住宅の管理に関する事項なども定めています。

建築・開発の規模や用途などによって、協調していただきたい内容は異なりますが、とくに、事業用施設や集合住宅等の開発・建築にあたっては、次頁に示した手順で、なるべく早く地元説明会を開催していただき、可能な限りガイドラインに例示した内容の主旨を汲みとった建築・開発を実現していただき、「まちづくり」にご協力をお願いします。

## 2. まちづくりの事項とガイドラインの活用

事業用施設・集合住宅などの開発建築の場合と、自己居住のための住宅建築の場合に、それぞれ参考にしていただきたい項目は、次の通りです。

「ガイドライン」に示した まちづくり項目と参考となる事例		掲載 ペ ー ジ	事業用施設 や集合住宅 など	自己居住の ための 専用住宅
1 安全の確保	A 隅切りの確保	13	◎	◎
	B 歩道・道路上の安全対策	13	◎	◎
2 街の緑化	C 生け垣の推進	14	◎	◎
	D 樹木の保存・シンボルツリー	15	◎	◎
3 セットバック	E ゆどりの空間の確保	16	◎	○
4 街並みへの配慮	F 建物などの外観・周囲	17	◎	◎
	G 建物などの色彩	19	◎	◎
	H 広告・看板・ネオンなど	20	◎	○
5 生活妨害への配慮	I 騒音・振動などの対策	21	◎	◎
	J 日照・通風への対策	21	◎	○
	K プライバシーの確保	21	◎	◎

◎：設計にあたって、とくに配慮していただきたい項目です。(ガイドライン13～21頁参照)

- ◆ガイドラインは、北自治会会長宅 [ ] にて、実費頒布しています。
- ◆事前の相談や問い合わせは、当該建物等の概要と予定地の案内図、連絡先をFaxして  
ください。 Fax [ ]

(中央林間北自治会)

## 第2部 ガイドライン

### (1) ガイドラインの狙い・対象

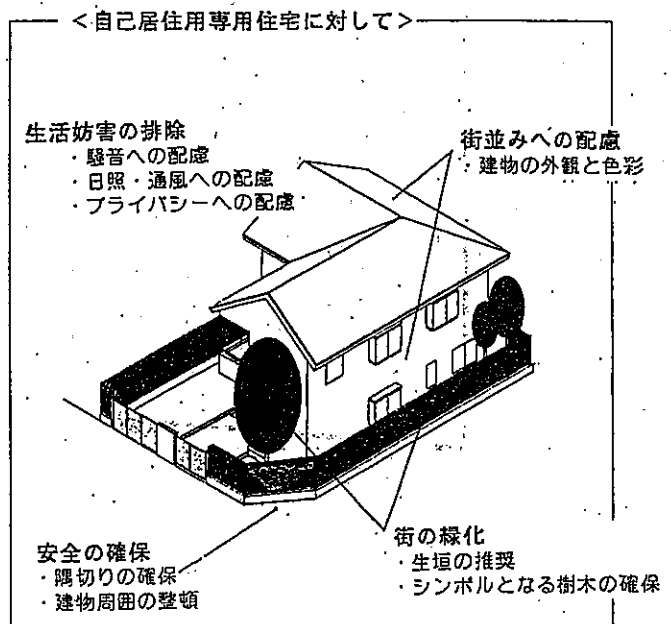
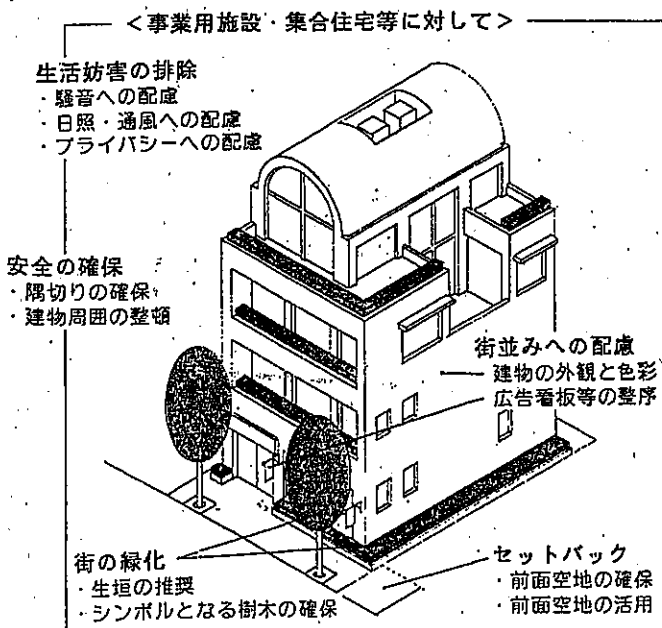
中央林間4丁目の街づくりについてのアンケート結果にも現れているように、地域の人々のイメージする街の将来像の実現に向けて街の安全、街の緑化、ゆとりある空間、美しい街並み、生活妨害のない暮らしやすい環境の確保などについて協力しあって行く必要があると思われまます。

このガイドラインは、大和市中央林間北自治会・環境部会の定める「中央林間4丁目まちづくり憲章-大和市中央林間4丁目における建築開発等に関する協議について-」における「建築や開発等の内容についての協議事項」に記載されている内容を解説したものです。

まちづくりは一人一人が参加し、互いに協調しあってつくりあげていくものと考えます。新たにこの街に建築開発等を計画している建築主や設計に当たる建築家、施工される工事業者などの方々におかれましては、それぞれの建築開発等が、良好で住みやすい地域環境の保全と創造に寄与するものであるように、このガイドラインの趣旨を理解し、まちづくりに反映させてください。

建築開発等において協調していただきたい内容は、事業用施設や集合住宅等の建築開発の場合と自己居住用専用住宅の新築・増改築の場合によってそれぞれ異なります。以下の一覧表に示すような項目・内容について、それぞれ十分な配慮をお願いします。

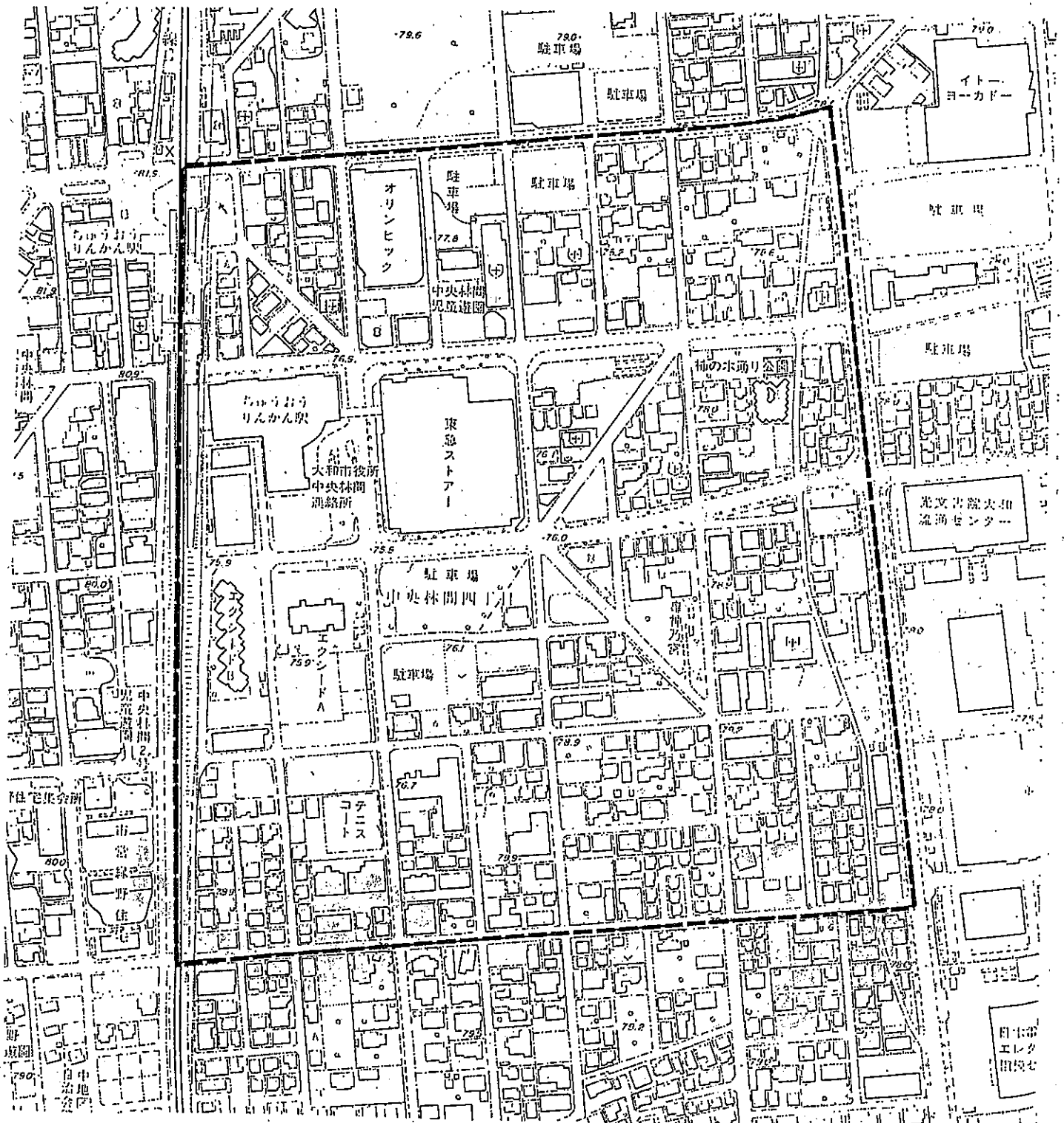
#### ■ 街づくりに関する誘導の対象



## (2) ガイドラインの適用範囲

このガイドラインは原則として、大和市中央林間4丁目（図-1に示す範囲）において行われる建築等の行為に適用されるものですが、中央林間4丁目に隣接する区域において行われる建築行為等によって中央林間4丁目に影響が及ぶ場合は、中央林間4丁目まちづくり憲章の趣旨を理解いただき、このガイドラインに沿って建築行為等を行ってください。

図-1 ガイドライン適用区域



### (3) ガイドライン

中央林間4丁目まちづくり憲章の「建築や開発等の内容についての協議事項」にあげられている各項目において留意してほしい内容は以下のとおりです。

#### 事業用施設・集合住宅等の建築開発に対して

項 目	留意してほしい内容	
1. 安全の確保	A 隅切りの確保 B 歩道・道路上の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●角地の敷地では人と車、車同士の出会い頭の事故が起きないように隅切りを確保する。</li> <li>●車椅子や乳母車などでも安全にゆとりをもって通れるように商品の陳列、自転車、看板、ゴミ箱などは公道上に張り出さない。</li> </ul>
2. 街の緑化	C 生け垣の推進 D 保存樹木・シンボルツリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建物のまわりに塀などを設ける場合は生け垣や花壇など緑豊かなものとする。</li> <li>●古くから残る由緒ある樹木はできるかぎり保存する。また、敷地内にできるかぎり植樹する。</li> </ul>
3. セットバック	E ゆとりの空間の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建物を後退させ敷地の前面に公開された空地を確保する。</li> <li>●荷捌き、来客用の駐車・駐輪、看板などを設ける空間として前面空地を活用する。</li> </ul>
4. 街並みへの配慮	F 建物の外観 G 色彩 H 広告・看板・ネオンなど	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人通りの多い道路や広場に面した壁面は単調で人を寄せつけないような雰囲気とならないように変化をつける。</li> <li>●建物の外まわりに現れる屋外設備、外階段、物置、ゴミ置場などは美観に配慮して目隠しする。</li> <li>●建物の外観は刺激の強い原色や蛍光色などを避け、周囲の街並みと調和のとれた色彩を用いる。</li> <li>●街を彩るアクセントカラーを効果的に用いる</li> <li>●広告・看板類はなるべく集約し、刺激の強いネオンサインやレーザー光線、大音響のスクリーン（メディアスクリーン）等を避ける。</li> </ul>
5. 生活妨害への慮	I 騒音等の対策 J 日照・通風の確保 K プライバシーの尊重	<ul style="list-style-type: none"> <li>●車の騒音や排気ガスによって隣地に迷惑がかけられないようにその位置を工夫したり、遮蔽する。</li> <li>●建物本体、階段室や塔屋などによって隣地の生活環境が劣悪にならないように配慮する。</li> <li>●建物の配置や外階段・外廊下の位置等に注意し覗き込みができないようにする。</li> </ul>

自己居住用専用住宅の新築・増改築の場合に対して

項 目	留意してほしい内容	
1 安全の確保	A 隅切りの確保  B 歩道・道路上の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●角地の敷地では人と車、車同士の出会い頭の事故が起きないように隅切りを確保する。</li> <li>●車椅子や乳母車などでも安全にゆとりをもって通れるようにゴミ箱などを道路上に置かない。</li> </ul>
2 街の緑化	C 生け垣の推進  D 保存樹木・シンボルツリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建物のまわりに塀などを設ける場合は生け垣や花壇など緑豊かなものとする。</li> <li>●古くから残る由緒ある樹木はできるかぎり保存する。また、敷地内にできるかぎり植樹する。</li> </ul>
3 街並みへの配慮	F 建物の外観  G 色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建物の外まわりに現れる屋外設備、外階段、物置、ゴミ置場などは美観に配慮して目隠しする。</li> <li>●自己用以外の広告看板類は設けない。</li> <li>●建物の外観は刺激の強い原色や蛍光色などを避け、周囲の街並みと調和のとれた色彩を用いる。</li> </ul>
4 生活妨害への慮	I 騒音等の対策  K プライバシーの尊重	<ul style="list-style-type: none"> <li>●車の騒音や排気ガスによって隣地に迷惑がかからないようにその位置を工夫したり、遮蔽する。</li> <li>●建物の配置や外階段・外廊下の位置等に注意し覗き込みができないようにする。</li> </ul>

※自己居住用専用住宅の新築・増改築の場合については、誘導内容のE、H、Jは該当しない。



協議事項		( 記 入 例 )
項目	本計画において具体的に配慮・工夫した内容	
交通安全対策	駐車場の確保	開発指導要綱における必要台数15台に対して、本計画では計画戸数と同数の30台分を確保した。駐車場の出入口は見通しがきくように開放的な造りとし、出庫時の警報ブザーを設置した。なお、駐車場の周囲を生け垣で囲い景観に配慮した。
	駐輪場の確保	開発指導要綱における必要台数30台に対して、本計画では来客用も考慮し、ゆとりを持って40台分を確保した。また前面道路から見えない位置に配置し街並みの景観にも配慮した。
	隅切り等の対策	敷地の東北角に対角線距離2mの隅切りを提供し、その角は視界が開けるように見通しのきくフェンスとした。
ゴミ問題対策	大和市ごみ停留所設置基準に沿って12㎡(間口6m、奥行2m)のごみ置場を東側4m道路側に設けた。ごみ置場には水道を布設し、建物と調和する屋根を設け、周辺環境にも配慮した。	
生活妨害対策	騒音振動等への配慮	駐車場の位置を隣地からなるべく遠ざける。 隣地に接する部分については騒音や排気ガスが隣地に直接及ばないように、低い高さの壁(60cm)を立ち上げるとともに、景観に配慮してその上部に生け垣を設けた。
	排気ガス排煙への配慮	
	日照通風の確保	隣地(敷地境界)から外壁までの距離は、四周とも可能な限り大きく離れた。とくに日照面から、北○○m、南は○○m、東は○○m、西は○○m離れた。
	プライバシーの保護	隣地の建物を覗き込まないように窓の位置に配慮した。また、避難用の外階段から隣地が覗き込めないように、半透明の目隠しを設置した。
	電波障害への配慮	電波障害の発生の有無を調査し、影響がないことが分かった。 しかし、電波障害が発生したときは、当該者間で別途協議することとした。
街並み・環境の配慮	敷地内のゆとり空間の確保	前面道路に沿って2mセットバックさせ、そこを開放的なスペースとした。(原則として歩道と一体的な利用ができるようにした)
	緑化・植栽の推進	敷地内に周囲からも見えるようにさくらを植えた。道路に面して生け垣を設けるとともに、一部に花壇を配し街並みを美しくするように配慮した。
	色彩・目隠し等外観の配慮	建物の外壁をアイボリー系のタイルで仕上げ、明るい雰囲気としている。屋外機等は一か所にまとめ、建物と同様の材料の壁で隠して道路から見えないようにした。
	広告・看板等の配慮	マンションの名称は建物の壁面に一体的に組み込んで表示し、独立した案内板などは設けていない。
営業内容・営業時間等の配慮	店舗は設けていない。 (例えば、自治会と協議し営業時間を午前10時から午後11時までとした)	

受理第 号

北自治会受理	決裁
年 月 日	年 月 日

中央林間 4 丁目まちづくり憲章に基づく協議書

申請年月日：平成 年 月 日

申請者：住所

氏名

印

次のとおり協議します。

事業名称		：	
事業場所（住所）		：	
事業主 住所：	TEL：	設計者 一住所：	TEL：
氏名：		氏名：	
建 築 開 発 行 為 等 の 概 要			
敷地面積：	m <sup>2</sup>	建築面積：	m <sup>2</sup> (建ぺい率： %)
延床面積：	m <sup>2</sup> (容積率 %)	最高高さ：	m (階 数： )
構 造：			
主要用途：住宅	(	戸	m <sup>2</sup> )
商業	(具体的施設名	規模	m <sup>2</sup> ) (営業時間 時 分～ 時 分)
	(	規模	m <sup>2</sup> ) (営業時間 時 分～ 時 分)
その他	(具体的施設名	規模	m <sup>2</sup> )
駐車場	計画台数 (合計	台)	
	設置場所 (地上	台) (地下	台) (その他 台)
自転車置場	計画台数 (	)	
	設置場所 (	)	
ゴミ置場	計画規模 (	)	
	設置場所 (	)	
工事期間中 工事協定の締結等：			
の地元対策 地元説明会等の開催について：			

協 議 事 項		本 計 画 に お い て 具 体 的 に 配 慮 ・ 工 夫 し た 内 容
交 通 安 全 対 策	駐 車 場 の 確 保	
	駐 輪 場 の 確 保	
	隔 切 り 等 の 対 策	
ゴ ミ 問 題 対 策		
生 活 妨 害 対 策	騒 音 振 動 等 へ の 配 慮	
	排 気 ガ ス 排 煙 へ の 配 慮	
	日 照 通 風 の 確 保	
	プ ラ イ バ シ ー の 保 護	
	電 波 障 害 へ の 配 慮	
街 並 み ・ 環 境 の 配 慮	敷 地 内 の ゆ と り 空 間 の 確 保	
	緑 化 ・ 植 栽 の 推 進	
	色 彩 ・ 目 隠 し 等 外 観 の 配 慮	
	広 告 ・ 看 板 等 の 配 慮	
営 業 内 容 ・ 営 業 時 間 等 の 配 慮		

# 中央林間4丁目のまちづくり憲章

大和市中央林間4丁目における建築開発等に関する協議について

1993年4月4日

大和市中央林間北自治会

## 趣 旨

中央林間北自治会は、大和市中央林間4丁目の自治会です。当自治会の範囲は、小田急および東急中央林間駅を中心とする地域であり、東急田園都市線の中央林間延伸後に急速に都市化してきました。東急電鉄による中央林間地区開発にあたっては、東急が開発分譲したマンションの管理組合を含む当該地区の関係権利者と神奈川県との間で「みどりの協定」が締結され、緑豊かな街並みの形成に努めているというまちづくりの経緯があります。また、大和のまちづくり基本構想においては「林間文化都市」として市街地の整備を計っていくとなっています。

しかし、いまだ、この地域には多くの空地や駐車場などがあり、今後も多様な都市開発が予想されます。当自治会の子供達が長年親してきた緑の広場も閉鎖されてしまうなど、私どもの地域を取り巻く状況は、地域居住者にとっては極めて不安定になってきています。こうした地域の状況に鑑み、次代を担う子供達に誇れる街を残して行くために、地域の環境問題やまちづくりなど、住みよく清潔で快適な地域環境の実現に向けて、自治会として取り組んで行くことになり、1992年8月、中央林間北自治会に環境部会が設立されました。

本質的に優れた建築や開発は、基本的に、良好で住みやすい地域環境の保全と創造に寄与するものであるはずで、従って、とくに大規模な建築や開発にあたっては、まちづくりはもちろん、明るく住みよい地域社会の実現に向けて開発者等と地域居住者との事前の話し合いと相互理解が、優れた建築や開発を実現していくためには不可欠であると考えています。

以下に示した事項は、大和の指導のもとに、良好なまちづくりに向けて、建築・開発を行う際の手順とともに、中央林間北自治会環境部会が建築・開発者等の方と協議する事項と、その基本的な方向を示したものです。

なお、これは1993年4月4日の北自治会臨時総会において承認されました。

## 1. 事業用施設や集合住宅等の建築開発に関する協議事項

中央林間4丁目において、(自己居住のための専用住宅以外の)事業用施設や集合住宅などの建築・開発や増改築を行うにあたっては、上記のまちづくりに関する「趣旨」に充分配慮した設計や開発となるように努めましょう。

そのためにも、開発者等(建築主や工事関係者、施設利用者等を含む)は、大和市への開発許可申請あるいは建築確認申請に先立ち、(近隣居住者等を含む)中央林間北自治会環境部会と以下の事項について事前に協議を行い、当該建築や開発が「林間文化都市」としての中央林間のまちづくりに寄与するように努めましょう。以下は、事前に協議するための事項とその基本的な考え方を例示したものです。

### 1. 建築や開発等の内容についての協議事項

- ① 不法な路上駐車や駐輪を無くしていくための駐車場・駐輪場など交通安全対策：建築や開発が、不法な路上駐車や路上駐輪を引き起こさないように努めること。そのために、居住戸数や来客数にみあう十分な駐車場や駐輪場の確保に努め、また、出入口や角地の隅切りなどの交通安全対策にも配慮しましょう。とくに集合住宅では、戸数に充分みあう駐車場の確保を原則としますが、最低でも、「大和市ワンルーム形式建築物についての建築指導要綱」に定める基準以上の駐輪場・駐車場の設置に努めましょう。また、とくに来客や配送の多い店舗や事業所等では、危険な路上駐車を引き起こさないように、セットバックした車寄せ空間や駐車・駐輪場など、営業に必要な駐輪・駐車のためのスペースを出来るかぎり敷地内に配置しましょう。

- ② 衛生的で健康な環境を確保するためのゴミ問題対策：地域での居住のために出る生活ゴミの収集処理は、地域のルールを遵守すること。なお、生活ゴミ以外の営業等に関連するゴミは、発生者の責任において処理し、近隣や地域に迷惑をかけるようにしない。

- ③ 快適で落ち着いた健康的な生活環境を保持するための、騒音や振動などの生活妨害問題対策：営業・業務活動、自動車・オートバイ、外階段の昇降などによる、騒音や排煙・排気ガス、振動など近隣居住者への生活妨害問題の発生防止に努めましょう。そのためには、居住者や営業者、来客の道徳心の向上が重要ですが、設計にあたっては、外階段の位置や構造、駐車場の位置、排煙口の設備や位置などに、充分な配慮をしましょう。

- ④ 電波障害やのぞき込み、日当りなどの生活障害問題対策：テレビ等の電波障害や隣家の見下ろし・覗き込み、日当りなど、近隣者の生活に支障を及ぼさないように、設計にあたっては充分に配慮しましょう。また、問題が発生したときは、お互いに協議協力して、すみやかに解決策を講じましょう。

- ⑤ 建物のセットバック等公共性への配慮：ゆとりと落ち着いたきのある街並みをつくっていくために、建物は可能な限り道路境界から後退し、建物1階で前面道路に面して、公開の空地の確保に努めましょう。

- とくに、店舗や事業所などの場合は、ショーウィンドウの前の客溜り空間や荷さばき空間、あるいは花壇や植木鉢を設置する緑化空間など確保することによって、まちにゆとりと気品と潤いをもたすことができますので、こうした公開の空地を積極的に活用したまちづくりに努めましょう。

- ⑥ 建物・敷地の緑化と樹木の保存など植栽計画対策：みどりは人々の心を和ませます。地域の花や樹木を大切に、既存の樹木は極力保全し、建物や敷地内外の空地の緑化に努め、地域に潤いを与えるように配慮しましょう。とくに、前面道路に面しては、生け垣や植え込み、あるいは花壇・植木鉢などを活用して、お互いに、地域に潤いを与えるように努めましょう。

- ⑦ 街並みに調和した建物の外観への配慮：大和の基本構想では、中央林間は、「林間文化都市」と唱われています。建物は町の顔となります。従って、建物の外観にかかわる形態・外壁・色彩・照明・電装・看板などは、街並みに落ちつきと清潔感を与え、調和のある地域景観の形成と向上に寄与するものとなるように細心の配慮をしましょう。とくに、青少年の育成に悪影響を及ぼす恐れのある風俗営業やカラオケボックスなどの類似施設においては、ネオンサインやレーザーなどの動的な、あるいは過度な装飾を避けるなど、細心の配慮をおこなう。

- ⑧ 歩道や道路上の安全対策：不法な駐車や駐輪を排除するとともに、看板やサイン等のほか、商品などの物品・設備品や自転車、ゴミバケツ等は敷地内におさめ、公道上には設置しないようにしましょう。自動販売機等も敷地内に設置しましょう。お互いに協力して、前面の公道における歩行者通路の確保と安全化に努め、とくに、車椅子を使わなければならないような障害を持った人々の通行のために、前面道路における安全対策には、充分に配慮しましょう。こうしたことが、災害時の通路の安全確保のためにも必要なことはいふまでもありません。

- ⑨ 近隣の人々や環境部会への説明と合意：開発許可や確認申請を提出する前に、建築主及び工事関係者は、上記①～⑧の内容を含め、建築・開発計画、工事計画、営業や管理形態、その他まちづくりに関連する事項に関して、近隣居住者や北自治会環境部会に充分に説明し、お互いの合意を得るように誠意を持って話し合いましょう。

- ⑩ 地域の環境に関する問題についての迅速な解決策の実施：工事開始後あるいは営業開始後や入居後に思わぬ事態や問題が発生した時は、下記の工事協定、営業協定や管理協定等の有無に関係なく、建築主や当該施設関係者は、中央林間北自治会と協調・協力して、すみやかに解決策を実施しましょう。

- ⑪ 自治会への入会と協力：建築主や営業・管理責任者および居住者などは、中央林間北自治会に入会し、あるいは中央林間北自治会と協調・協力して、快適で住みやすく潤いのある中央林間のまちづくりの実現に努めましょう。

### 2. 工事協定の締結

工事にあたっては、建築主・工事関係者は、事前に充分に近隣居住者等に説明するとともに、安全で近隣に迷惑をかける方法で工事をするために、建築主や工事関係者と環境部会との間で工事の方法や時間等に関する工事協定(覚書)を締結し

ましょう。

### 3. 営業協定の締結

商業店舗・事務所・倉庫・工場など業務施設、風俗営業法に関わる施設および類似の施設など非居住用の用途を含む開発・建築については、お互いの立場を尊重しつつ、当該地域での営業に関連する思いがけない事態が発生した場合に備え、緊急時の連絡方法や問題解決の方法などに関して、建築主や営業責任者と環境部会等との合意に基づき、営業に関する協定(覚書)を締結しましょう。

とくに、青少年の健全な育成を損なう恐れのある風俗営業および類似施設については、増改築や改装など新規の建築や開発を伴わない場合でも、その営業が地域に問題を生じさせる恐れがある時は、問題の発生を未然に防ぎ、健全で快適なまちづくりを実現していくために、営業に関する協定(覚書)を締結しましょう。

### 4. 管理協定の締結

集合住宅建築(2世帯以上の居住に関わる集合住宅、および連立住宅など集团的住宅)の建築・開発については、当該地域で居住開始後、居住者の生活に起因する思いがけない事態が発生した場合に備え、緊急時の連絡方法や処置方法等について事前に協議し、建築主(あるいは全居住者、管理組合、管理責任者)と環境部会との間で、集合住宅の管理に関する協定(覚書)を締結しましょう。

なお、併用施設として当該建物内部に居住用以外の業務関連の施設が併設される場合は、併用部分については、業務施設としての事前協議をおこなうこととします。

## 11. 自己居住用専用住宅の新築・増改築にあたっての留意事項

個人が自己居住のための専用住宅を新築したり増改築する時は、建築主等は、以下のような事項に充分に配慮し、近隣に迷惑や影響を及ぼさないようお互いに留意しましょう。設計や工事にあたってとくに必要ある場合は、建築主・工事関係者と近隣の居住者や環境部会とで、誠意を持って話し合い、問題の解決に努めましょう。

- ① 隣接地への設計にあたっての配慮：玄関、駐車場、開口部、外階段や通路、軒先の位置、壁面の後退、境界上の塀などの設置は、場所や向きによって隣接地に、騒音や振動など多様な影響を与える場合があります。増改築や新築にあたっては、このことに充分に配慮し、問題を発生させないように努めましょう。
- ② ゴミ問題への配慮：日常生活で発生するゴミの収集は、地域のルールを遵守する。なお、生活ゴミ以外のゴミは、発生者の責任で処理し、近隣に迷惑をかけるようにしないようにしましょう。
- ③ 騒音や振動、覗き込みなどの生活妨害問題への配慮：駐車場などでの自動車・オートバイ、鉄骨製の外階段の昇降などによる騒音や排煙・排気ガス、振動、また、隣家の見下ろし・覗き込みなど、近隣居住者への生活妨害問題の発生防止に努めましょう。とくに、外階段や開口部の位置や構造、排煙口などの位置や設備には、充分に配慮しましょう。
- ④ 建物・敷地の緑化と樹木の保存など植栽計画対策：既存の樹木は極力保全し、建物・敷地内空地の緑化に努め、とくに前面道路に面してはフェンスやブロックを内側に引き、前面に生け垣や花壇・植木鉢などを設置・活用し、地域に潤いを与えるように配慮しましょう。なお、大和市では、生け垣育成のための助成制度もつくられています。
- ⑤ 街並みに調和した建物の外観への配慮：建物の外観にかかわる形態・外壁・色彩・照明などは、街に落ちつきと潤いを与え、地域景観の調和と向上に寄与するものとなるように努めましょう。
- ⑥ 前面の道路上の安全対策：車椅子の通行や災害時の安全確保のためにも、路上駐車はやめ、資機材や自転車、ゴミバケツ等も敷地内におき、前面公道の通路の確保と安全対策に努めましょう。
- ⑦ 近隣への告知と説明：近隣居住者には、建築概要や工事の内容について、事前にお知らせし、説明に努め、お互いが理解し、合意できるよう、充分に配慮しましょう。なお、やむを得ず、近隣者の生活に支障を及ぼすような、思いがけない問題が発生したときは、誠意をもって話し合い、解決に努めましょう。